

5保医医安第76号
令和5年7月20日

各区市町村保健衛生主管部長 様

東京都保健医療局医療政策部長
(公印省略)

令和5年度の病院及び診療所への病床配分について

平素より都の医療行政の推進について御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和5年度の療養病床及び一般病床の配分は、平成28年7月に策定した地域医療構想に基づき、下記のとおり行います。貴職におかれましては、本通知の内容等を御了知いただくとともに、診療所の開設者への周知について御協力をお願いします。(都保健所管轄内においては、都保健所より周知いたします。)

東京都保健医療局ホームページ (<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/>) にも本件に関する情報を掲載しております。また、公益社団法人東京都医師会及び都内の病院開設者には、当職から別途通知しております。

記

1 対象の病床

医療法第7条第2項の規定に定める「療養病床」及び「一般病床」

2 病床配分の対象(令和5年4月1日現在)

二次保健医療圏	構成区市町村	配分数(概算)
区 南 部	品川区、大田区	116床
区 西 南 部	目黒区、世田谷区、渋谷区	65床
区 西 北 部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	113床
区 東 部	墨田区、江東区、江戸川区	92床
南 多 摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	716床
北 多 摩 北 部	小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市	40床
島 し よ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	168床

配分数(概算)は、基準病床数と既存病床数との差。実際の配分は、毎年9月の調査結果を反映した補正值を用いるため、配分数が変わることがあります。

3 事前相談の資格

以下のいずれかに該当するとともに、結果通知後1年以内に病院等の開設許可(変更許可)を申請できる者

- ア 病院の開設又は病院の病床数の増加を予定する者
- イ 診療所の病床の設置又は診療所の病床数の増加を予定する者

4 事前相談計画書の提出期限（予定）

令和5年10月27日（金曜日）

原則として、10月6日（金曜日）までに、事前打合せを終え、医務担当から事前相談計画書案の内容確認を受けてください。（要予約）

5 病床配分までの流れ（予定）

令和5年10月6日（金曜日）まで	事前相談計画書（案）の確認
令和5年10月27日（金曜日）まで	事前相談計画書の提出期限＜必着＞
令和5年11月から調整会議前まで	区市町村毎の議論
令和6年1月から令和6年2月まで	地域医療構想調整会議での議論
※ 申請者に地域医療構想調整会議での説明を求めます。	
令和6年3月	東京都医療審議会への報告
令和6年3月末	申出者へ結果通知

6 病床の配分方法について

二次保健医療圏単位での均等配分を行います。

※ 届出による診療所の病床設置（特例措置）に係る病床配分に関する診療所病床設置等計画書案の提出期限は、上記の「5 病床配分までの流れ」と同様、令和5年10月27日（金曜日）となります。詳細については下記担当までお問い合わせください。

問合せ先

東京都保健医療局医療政策部医療安全課 医務担当

電話 03-5320-4431（直通）